議員提出第1号議案

新城市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定 新城市議会の議員の期末手当の特例に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。 令和2年5月14日提出

提出者	新城市議会議員	山	口	洋	_
賛成者	新城市議会議員	竹	下	修	平
	II.	齊	藤	竜	也
	II.	佐	宗	龍	俊
	II.	鈴	木	長	良
	II.	澤	田	恵	子
	II.	浅	尾	洋	址
	II.	柴	田	賢治郎	
	II.	小里	小野田		美
	II.	Щ	田	辰	也
	IJ	村	田	康	助
	IJ	下	江	洋	行
	IJ	長	田	共	永
	II.	滝	Ш	健	司
	"	中	西	宏	彰

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための施 策の財源を確保するため必要があるからである。

新城市議会の議員の期末手当の特例に関する条例

議会の議員の期末手当の額は、令和2年6月1日から同月30日までの間において、 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年新城市条例第 50号)第6条第2項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の 30を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年6月30日限り、その効力を失う。